

洛西浄化センターで仕様する電力調達業務に係る仕様書の新旧対照表

旧（修正前）	新（修正後）
<p>1. 概要 略 2. 仕様 (1)～(9) 略 (10) 力率 ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。なお、<u>力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府地域の電力供給者の調整を参考に供給者が定める供給約款の規定によるものとする。</u></p> <p>イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）</p> <p>平均力率の算定式は次のとおり。</p> $\text{平均力率(\%)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$ <p>ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。</p> <p>(11) 燃料費調整 <u>供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。</u> なお、<u>燃料費の調整を行う場合は、京都府地域の電力供給者の調整を参考に供給者が定める供給約款の規定により調整するものとする。</u></p> <p>(12) 再エネ発電促進賦課金など（以下「付加金等」と言う。） <u>付加金等は、供給者が定める供給約款の規定によるものとする。</u> なお、<u>入札価格の算定にあたっては、付加金等は、考慮しないこと。</u></p>	<p>1. 概要 略 2. 仕様 (1)～(9) 略 (10) 力率 ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。なお、<u>力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。</u></p> <p>イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）</p> <p>平均力率の算定式は次のとおり。</p> $\text{平均力率(\%)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$ <p>ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。</p> <p>(11) 燃料費調整 <u>燃料費調整は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。</u> <u>なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整は、考慮しないこと。</u></p> <p>(12) 再エネ発電促進賦課金など（以下「賦課金等」と言う。） <u>賦課金等は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。</u> なお、<u>入札価格の算定にあたっては、賦課金等は、考慮しないこと。</u></p>

(13) 契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、契約超過金の算定は、京都府地域の電力供給者の調整を参考に供給者が定める供給約款の規定により算定するものとする。

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、京都府地域の電力供給者の調整を参考に供給者が定める供給約款の規定により算定するものとする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府は、京都府地域の電力供給者の調整を参考に供給者が定める供給約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(16) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、京都府地域の電力供給者の取り決めを参考に供給者が定める供給約款によるものとする。

電力料金積算にあたっては、年間を通じて2回線受電できるものとして積算するものとする。

(13) 契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

(下線部削除)

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

(下線部削除)

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府はその代金を支払うものとする。

(16) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等を参考に、双方協議の上で決定するものとする。

電力料金積算にあたっては、年間を通じて2回線受電できるものとして積算するものとする。